

平成 30 年度官民協働海外留学支援制度

～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」

地 域 事 業 審 査 要 項

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、「官民協働海外留学支援制度～地域人材コース～」に係る地域事業についての審査を、この審査要項により行うものとします。

1. 審査の基本方針

機構は、地域から申請された事業計画について、以下の 4 点を踏まえた計画の実現性、発展性、継続性を評価することにより審査を行います。

- ① 地域におけるグローバル人材育成に関するビジョン・戦略
- ② 本制度の目的及び地域事業の目的に沿った、育成効果の高いプログラムの設計
- ③ 地域事業を実施するために必要となる産学官の体制整備
- ④ 奨学金等及び運営経費に充てる資金の拠出

2. 審査の方法

（1）選考委員会の設置

機構は、地域を選定するに当たり、「官民協働海外留学支援制度選考委員会（以下「委員会」という。）」に諮るものとします。

（2）第 1 次審査

- ① 委員会の各委員は、書面審査において、地域から申請された全ての事業計画書を、下記 3. に基づき評価します。
- ② その後、委員会を開催し、審議を通じて総合評価を行い、地域事業を選定し、機構理事長へ報告します。
- ③ 機構理事長は、委員会が選定した地域事業に対して、「仮採択」の認定及び通知を行います。

（3）第 2 次審査

- ① 各委員は、書面審査において、仮採択地域が申請した事業実施計画書を、下記 3. に基づき評価します。
- ② その後、各委員は、面接審査において、地域から申請された全ての事業計画のプレゼンテーションを聴取し、必要に応じて①の書面審査の評価を確定します。
- ③ 機構理事長は、委員会の審査結果に基づき、採択すべき地域事業を決定し、当該地域に対して、「採択」、「条件付採択」、「採択保留」、「不採択」のいずれかの決定及び通知を行います。

（4）再審査

- ① 以上の審査において、「採択保留」となった地域については、再審査を行います。

- ② 委員会の各委員は、書面審査において、地域から申請された事業実施計画書を、下記3.に基づき評価します。
- ③ その後、委員会を開催し、審議を通じて総合評価を行い、地域事業を選定し、機構理事長へ報告します。
- ④ 機構理事長は、委員会の審査結果に基づき、採択すべき地域事業を決定し、当該地域に対して、「採択」、「条件付採択」、「採択保留」、「不採択」のいずれかの決定及び通知を行います。

(5) 計画変更審査

- ① 「採択」となった地域事業において、申請時の計画内容より重大な変更が生じる場合は、支援の継続の可否について計画変更審査を行います。
- ② 委員会の各委員は、書面審査において、地域から申請された事業実施計画書を、下記3.に基づき評価します。
- ③ その後、委員会を開催し、審議を通じて総合評価を行い、地域事業を選定し、機構理事長へ報告します。
- ④ 機構理事長は、委員会の審査結果に基づき、当該地域に対して、「採択」、「条件付採択」、「採択保留」、「不採択」のいずれかの決定及び通知を行います。

3. 審査の観点

(1) 主な評価項目

委員会は、書面及び面接審査を通じて、主に以下の項目について地域事業の評価を行います。

項目	審査内容
A) 目的・中長期的戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業への応募理由・背景の妥当性 ・ 事業の目的・目標の具体性 ・ 日本代表プログラムの趣旨・目的との適合性 ・ 事業の自立・継続・発展の可能性 等
B) プログラム内容の設計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本代表プログラム及び地域人材コースの趣旨・規定との適合性 ・ プログラムの（各構成要素の）一貫性 ・ プログラムによって期待される学生の達成状態の具体性 ・ プログラムの実現可能性 等
C) 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域協議会の構成要件への適合性 ・ 資金管理組織の適切性 ・ 地域コーディネーターの適格性 ・ 地域協議会における役割分担の具体性、実現可能性 等
D) 資金の確保・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奨学金等の拠出金額の適合性、実現性 ・ 拠出金の内訳の適合性 等

(2) 第1次審査及び第2次審査における評価方針

① 第1次審査

第1次審査では、特にC)体制の整備状況やD)資金確保の状況(資金調達の見込)を踏まえて、地域事業の実現可能性を重点的に評価するものとします。A)地域事業の中長期的戦略やB)プログラム内容については方向性や趣旨の妥当性・適合性を評価します。

② 第2次審査

第2次審査では、特にA)地域事業が中長期的に自立・継続・発展するための戦略、及びB)プログラム内容の具体的な内容・期待される効果について評価します。また、事業の実施体制及び資金の拠出状況を含めて、学生の募集を開始するにあたって必要となる状態になっているかどうかを総合的に評価します。

なお、各項目についてより具体的に示されているものや実績が示されているもの等は加算評価の対象となります。

4. 面接審査の進め方

面接審査は、事業計画の内容や実現可能性を確認することを目的としており、評価すべき項目は書面審査と同じものを用います。第2次審査における各地域からのプレゼンテーションの時間は15分以内とし、それに対する質疑応答はおおむね20分とします。

5. その他

(1) 審査の非公開

委員会による審査は、非公開とします。また、審査のための資料及び議事要旨も非公開とします。

(2) 利害関係者の排除

審査対象となった地域の事業計画に直接関係する委員は、当該地域事業の審査には参加しないこととします。

(3) 委員の氏名の公表

委員会の委員の氏名は、本事業が終了した後に公開することとします。

(4) 情報の管理

- ① 審査資料は、地域を選定すること及び選定された地域の事業の実施状況を確認するために使用されるものであり、それ以外の目的のためには使用されません。
- ② 委員及び事務局は、審査の過程で知り得た個人情報及び地域の審査内容を外部に漏らしてはなりません。